

相続ニュース

Vol.0124

2016年11月21日(月)

担当：MS事業部 太田

〒460-0002

名古屋市中区丸の内3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

ASK税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

2次相続を考えていますか

はじめに

相続財産を全て配偶者に相続させると相続税がかからないという話を時々聞きます。これは正しい情報ではありませんが、課税されることが少ないのは事実です。それは配偶者の税額軽減という特例があるからです。今回はこの特例についてお話ししたいと思います。

配偶者の税額軽減とは

配偶者の税額軽減とは配偶者が遺産分割や遺贈により取得した遺産額が1億6,000万円までは相続税がかからないという制度です。算式にすると次のようになります。

$$\text{配偶者控除額} = \frac{\text{相続税額} \times \text{A, Bの少ない金額}}{\text{課税価格の全員の合計額}}$$

A：課税価格のうち配偶者の法定相続分（1億6,000万円に満たない場合は1億6,000万円）

B：配偶者の相続する課税価格

上記の式で計算された配偶者控除額を配偶者の相続税額から差し引くことができます。

つまり相続財産が1億6,000万円以下の場合は、相続財産の全てを配偶者が相続すれば相続税がかからないこととなります。

2次相続を考えていますか

この特例を利用すれば相続税がゼロになる。だから何も対策しなくてもよい。そのように考える方もいらっしゃると思いますが、相続対策で忘れてはいけないのは2次相続です。

2次相続とは例えばお父さん、お母さんの順に亡くなった場合、お父さんの時の相続を1次相続、お母さんの時の相続を2次相続といいます。2次相続は1次相続よりもお母さん1人分相続人数が減っているため、相続税が高くなりやすいのです。その為、1次相続で子供にも相続させた方が、トータルでは相続税が安くなる人が多いのです。

時間稼ぎには有効

1次相続では対策をとっていないが、2次相続までは時間はある。このような場合はこの特例が有効になります。2次相続までの時間に相続税対策ができるからです。

例えば生前贈与や生命保険などを活用できる場合があります。

おわりに

配偶者の特別控除の利用は1次相続と2次相続の相続税、さらには配偶者の生活資金のバランスを考えなくてはならず、とても複雑です。

ASKでは相続コンサルを行っています。様々な面からサポートさせていただきますので、ご興味がある方はASKまでご連絡下さい。